1　血管損傷の場合	43,830点
2　1以外の場合	
イ　胸部大動脈	56,560点
ロ　腹部大動脈	49,440点
ハ　腸骨動脈	43,830点
K562　動脈管開存症手術	
1　経皮的動脈管開存閉鎖術	22,780点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2　動脈管開存閉鎖術（直視下）	22,000点
K562－2　胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400点
K563　肺動脈絞扼術	39,410点
K564　血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150点
K565　巨大側副血管手術（肺内肺動脈統合術）	94,420点
K566　体動脈肺動脈短絡手術（ブラロック手術、ウォーターストン手術）	44,670点
K567　大動脈縮窄（離断）症手術	
1　単独のもの	57,250点
2　心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200点
3　複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K567－2　経皮的大動脈形成術	37,430点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K568　大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
1　単独のもの	80,840点
2　心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K569　三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）	103,640点
K570　肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1　肺動脈弁切開術（単独のもの）	35,750点
2　右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点
K570－2　経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K570－3　経皮的肺動脈形成術	31,280点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K571　肺静脈還流異常症手術	
1　部分肺静脈還流異常	50,970点
2　総肺静脈還流異常	
イ　心臓型	109,310点
ロ　その他のもの	129,310点
K572　肺静脈形成術	58,930点
K573　心房中隔欠損作成術	
1　経皮的心房中隔欠損作成術（ラシュキンド法）	16,090点
2　心房中隔欠損作成術	36,900点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K574　心房中隔欠損閉鎖術	
1　単独のもの	39,130点
2　肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K574－2　経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K575　三心房心手術	68,940点
K576　心室中隔欠損閉鎖術	
1　単独のもの	52,320点
2　肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
3　大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
4　右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K577　バルサルバ洞動脈瘤手術	
1　単独のもの	71,570点
2　大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
K578　右室二腔症手術	80,490点
K579　不完全型房室中隔欠損症手術	
1　心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）	60,330点
2　心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
K579－2　完全型房室中隔欠損症手術	
1　心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350点
2　ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920点
K580　ファロー四徴症手術	
1　右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
2　末梢肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
K581　肺動脈閉鎖症手術	
1　単独のもの	100,200点
2　ラステリ手術を伴うもの	173,620点
3　巨大側副血管術を伴うもの	231,500点
注　2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K582　両大血管右室起始症手術	
1　単独のもの	85,880点
2　右室流出路形成を伴うもの	128,820点
3　心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシッヒ・ビング奇形手術）	192,920点
K583　大血管転位症手術	
1　心房内血流転換手術（マスタード・セニング手術）	114,510点
2　大血管血流転換術（ジャテーン手術）	144,690点
3　心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点
4　ラステリ手術を伴うもの	154,330点
注　4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K584　修正大血管転位症手術	
1　心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790点
2　根治手術（ダブルスイッチ手術）	201,630点
注　2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K585　総動脈幹症手術	143,860点
K586　単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
1　両方向性グレン手術	71,570点
2　フォンタン手術	85,880点
3　心室中隔造成術	181,350点
注　2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の	